

使用料規程改定のポイント

ポイント1. 契約方式の並び替え

使用料規程第2節（アナログ複製）及び第5節（デジタル複製）規定の契約方式を契約実態に合わせて並び替え。

現行規程の並び

- (1) 個別許諾方式
- (2) 包括許諾方式
 - ① 実額方式
 - ② 簡易方式

改定案の並び

- (1) 包括許諾方式
 - ① 簡易方式
 - ② 実額方式
- (2) 個別許諾方式

現行の契約実態は、「包括許諾方式」が契約者全体の99%以上、さらに「包括許諾方式」の内訳では「簡易方式」が99%以上を占めている。

ポイント2. 「実額方式」の条件明確化

契約対象者を「全従業員数が概ね50人以下」の小規模な事業者に限定する文言を追加し明確化。

● 実額方式の規定に赤字部分を追加：

「利用者（**小規模事業者：全従業員数が概ね50人以下**）が出版物の複製の全記録を取り、一定期間ごとにセンターに報告し、複製量に基づいて使用料を支払う方式。」

- ・ 複製管理者の目が届く適正規模を検討。
- ・ 現行の最低使用料金の基準となる人数は30人。
- ・ 各省庁の中小企業等の定義及び政府が実施している経済センサスにおける統計データを参照。
- ・ 将来的なご契約者様向け利用許諾条件のさらなる利便性向上の可能性も踏まえて設定。